

枚方市条例第 40 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-----------------------------	--------------------------------------

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第27条第4号中「（乳児又は幼児をいう。以下同じ。）」を削る。

第30条第2号中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

第20条第3項中「第18条の18第1項の登録（」を「（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の」に、「に係る同条第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録」を「であった区域に係る改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第24条第2項中「若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

（枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第6条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改める。

第6条第1項中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「、児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。」に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第16条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

（枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）の一部を次のように改める。

第6条第1項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。」に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第34条第2項後段中「健康診断の結果を把握し」を「措置を講じ」に改める。

（枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年枚方市条例第3号）の一部を次のように改める。

第10条及び第11条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第

27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則 [令和7年12月10日公布]

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定（枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）及び第23条第1項の改正規定を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。